

滋賀県総合教育センター内図書資料室利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県総合教育センター（以下「センター」という）における図書資料室の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県教育委員会事務局および県内市町教育委員会事務局の職員
- (2) 滋賀県内における学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）に所属する教職員
- (3) 滋賀県内における認定こども園、保育所等に所属する教職員
- (4) その他、センター所長が認める者

(利用の範囲)

第3条 利用の範囲は、閲覧・貸出しとする。

(利用の時間)

第4条 図書資料室の利用の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、センター所長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休室日)

第5条 図書資料室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および休日
- (3) 夏季集中休暇（盆休み）
- (4) 年末年始12月29日から1月3日まで
- (5) センター所長が必要と認めた日

(閲覧)

第6条 次の各号に掲げる図書および資料については原則的に禁帯出とし、調査研究または学習用に供する場合に限り、図書資料室内で閲覧することを認める。

- (1) 文部科学省検定教科書
- (2) 雑誌、紀要等の逐次刊行物
- (3) 貴重図書
- (4) 辞書、辞典、白書、報告書類等
- (5) DVD・ビデオなどの視聴覚資料、ソフトウェア等
- (6) その他、センター所長が特に指定する図書及び資料

(貸出し)

第7条 貸出しを行う図書は、第6条で掲げた図書および資料を除いたものとする。ただし、センター所長が、公用または調査研究のため必要があると認めるときは、第6条に掲げる図書資料を貸し出すことができる。

(貸出数)

第8条 貸出数は原則として、1件3冊以内とする。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、貸出しをした日から起算して21日以内とする。

(貸出手続、返却方法)

第10条 貸出しの手続、返却方法については、以下のとおりとする。

- (1) 貸出しの希望者は、センターの図書資料室に直接来館し、所定の手続をして貸出しを受ける
その際に、本人であることを確認できる公的な証明の提示が必要となる
- (2) 返却は本人持参を原則とする
ただし、利用時間以外および休室日返却は、本館玄関のブックポストへ返却する
- (3) 貸出しの延長は、原則として認めない

(利用制限)

第11条 図書資料室の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、図書資料室の利用を拒むことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、またはそのおそれがあるとき
- (2) この要項に基づく規定等に違反したとき
- (3) その他、図書資料室の管理運営上支障があると認められるとき

(弁償責任)

第12条 利用者が、図書を紛失または汚損・破損した場合は、直ちに申し出るとともに、災害等の特別な事情がある場合を除き、原則として原資料と同一のものを弁償しなければならない。

(禁止事項)

第13条 次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 図書・資料等を無断で利用した二次的著作物の作成等の著作権法に違反する行為
- (2) 図書・資料等の所定の手続を踏まない持出し
- (3) 図書・資料等の閲覧・収集と関係しない行為

(その他)

第14条 センター所長は、この要項に定めるもののほか、必要に応じて図書資料室の利用等に関する事項を別に定めることができる。

附則

平成29年4月1日 施行

令和3年5月28日 改正